

国水砂管第55号
平成29年8月10日

各都道府県土木主管部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課長

土砂災害防止対策基本指針の変更について（通知）

土砂災害防止対策基本指針（平成13年国土交通省告示第1119号。以下「基本指針」という。）は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第3条第1項に基づき定めた法の運用に係る指針です。

今般、水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号。以下「改正法」という。）の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために法が平成29年6月19日に改正されたこと等を踏まえ、本日、平成29年国土交通省告示第752号により基本指針を変更したところです。

については、法に基づく措置を講ずるにあたっては、基本指針に盛り込まれた事項、国土交通省及び関係省庁から発出されている改正法の施行に関連する通知等を踏まえ、関係機関及び関係部局と緊密な連携を図り、万全を期されますようお願いいたします。

また、基本指針の変更にあたり、法第3条第5項により準用する同条第3項の規定に基づき、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴いていることを念のため申し添えます。

なお、従前の関係通知については、引き続き参考として下さい。